

丸亀市屋内体育施設におけるドローン使用に関する ガイドライン

令和5年10月9日

丸亀市市民生活部
スポーツ推進課

はじめに

本ガイドラインは、昨今のドローンの普及を背景とした、ドローン教室や練習場所の確保などにおいて、屋内体育施設を利用するケースに対応するため、定めました。

ドローンは、上空を飛行し、落下の危険性を含んでいるものであることを踏まえ、本ガイドラインを遵守し、利用していただきますようお願いいたします。

1.ガイドライン対象施設（利用可能施設）

- ①丸亀市民体育館（メインアリーナ、サブアリーナ）
- ②飯山総合運動公園体育館（メインアリーナ、サブアリーナ）
- ③サンビレッジ土器川（メインアリーナ）

2.使用上のルール

- ①他団体の利用者と接触の無いよう、アリーナ全面を利用すること
- ②ドローン使用中に、第三者がアリーナへ入ってきたときは、直ちに飛行を中止すること
- ③墜落や衝突などにより、施設が破損した場合は、利用者の負担により原形復旧すること
- ④ドローン飛行に起因するトラブルへの対応について、申請者が対応すること
(市、施設管理者は、一切責任を負わない)
- ⑤施設内でのバッテリー充電は禁止とする

3.賠償責任保険（損害保険）等への加入

ドローンの落下等による事故に対応するため、人や施設、物に対する賠償責任保険への加入をすること。
受け付け時に保険加入を確認できる写しを提出すること

4.必要書類

- ①ドローン等（無人航空機）体育施設内飛行誓約書
- ②賠償責任保険等の保険証書写し
- ③施設利用許可申請書
- ④その他、市が必要とする書類

5.利用料金

利用する施設の利用料金のとおり

（丸亀市体育施設設置条例別表第3 「アマチュアスポーツ以外に使用する場合」に該当）